

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立成人病センター(現 滋賀県立総合病院。以下「病院」という。)で、コンピューター断層撮影(CT)検査を行った際に、画像診断報告書(画像レポート)の確認不足により、適切な治療機会を逸した事案について、患者のご遺族と損害賠償について合意する見込みとなったことから、その額を定めることについて議決を求めるものです。

1 損害賠償の額

(1) 金額

250万円

なお、全額病院賠償責任保険により支払われる。

(2) 損害賠償に応じる理由

平成27年9月に行ったCT検査における画像診断報告書の確認不足により3年間の診断の遅れを招いたことは病院の過失であり、適切な治療機会を逸したことに對して支払うもの。

2 事案の概要

(1) 患者様

80歳代(平成31年4月時点) 男性

(2) 経過

平成27年9月

泌尿器科の術前検査で心電図異常が認められたため、冠動脈CT検査を行いました。

循環器内科医師Aは、検査画像を確認して、冠動脈に有意狭窄がなく手術に支障ないと判断しました。

この時の放射線診断科医師Bによる画像診断報告書には「肝に腫瘍あり、肝臓癌の疑い」の旨、記載されていましたが、循環器内科医師Aは、当該報告書を確認していませんでした。

平成30年11月

食事摂取困難となり、緊急搬送により消化器内科入院。

消化器内科医師Cによる画像診断報告書の再確認や院内調査の結果、平成27年9月当時、循環器内科医師Aが、当該報告書を確認していなかったことが判明しました。

平成31年4月

患者様 ご逝去